

## 第75回 国際人権に関する研究会

### 「人権指標 ( Human Rights Indicators and Benchmarks )」報告書

日本弁護士連合会は、2013年2月15日に、第75回国際人権に関する研究会「人権指標 ( Human Rights Indicators and Benchmarks )」を開催した。各講師からの報告は、概略以下のとおりである。

**芝池俊輝** (札幌弁護士会、国際人権問題委員会委員)

「人権指標の意義と可能性 人権を実現するための新たなツール」

人権の実現促進のためには、司法アプローチの他に政策アプローチがあり、社会権の実現など権利の漸進的実現を監視するための手法として、人権指標の考え方がある。それを定義すれば、人権規範や人権基準と関連し、人権に関する事柄や原則を取り扱い、またはそれを反映しうるものであって、人権の促進及び実施を評価監視するために使われうる、何らかの出来事、活動あるいは結果の状態に関する特定の情報、というものになる。条約機関の勧告においてもしばしば用いられている。

その構成要素としては、量的指標と質的指標の分類、構造指標・過程指標・成果指標という分類などがある。人権の原則、基準、規範との関係では、導かれる特性、原則、本質的要素などの組み合わせによって指標が作成される。非差別原則の観点の観点から対象者ごとの細分化が重要となる。それによって弱い部分、進んだ部分などが明らかになる。

人権指標の役割は、国連の議論によれば 政策や計画の策定や評価、モニタリングやフォローアップ、政府の説明責任と透明性の確保、市民やNGOの提案、司法手続における立証手段などのツールとして用いられるが、それに限られるものではない。

**植田晃博** (外務省 国際人権・人道法調査員)

「国際人権指標の三つの系譜と現状」

人権指標は、進歩状況の測定が必要となる開発、実質的平等の実現のためのジェンダー、モニタリング強化を目指す人権条約改革などの努力や発展の系譜の交点にある。

開発の系譜はその主流であり、社会権規約の1989年一般的意見1に遡る。

また、ミレニアム開発目標（MDGs）やその手法に注目した国連特別報告者（ポール・ハント、ミラーン・コザーン）によって発展していく。

ジェンダーの系譜は、個々の権利実現の指標ではなく、被害を受けやすい集団の事実上の平等を達成するための手段として用いられる。1995年北京行動計画綱領や男女共同参画社会の推進活動などで用いられてきた。その対象は、女性から、障害者など社会的弱者グループ全体に拡大して行く。注意すべきは、単に統計を取ることではなく、それが政策立案に用いられて行くこと。

人権条約改革の系譜は、人権条約機関で強化が目指されてきたモニタリングにおいて、審査の積み残し解消、効率性と実効性の確保のために用いられてきた。それは、社会権規約の政府報告ガイドラインや総括所見の勧告などで用いられている。

人権指標の現状は、以上の異なる目的のための系譜が総合されて確立してきたが（そのために定義が長くなっている）、それを実施して行くためには、一定の基準に基づくデータの収集や政策の評価がなされることが課題となる。

**棟居徳子**（神奈川県立保健福祉学部）

「人権指標の実例リスト：健康権を題材に」

OHCHRの健康権に関する指標リストは、個々の権利に関する特有の属性を特定することから始まる。その上で、量的指標を中心とした構造、過程、成果に関する指標を設定する。その際には、利便性、信頼性、透明性、基準への一致、分類可能性などが考慮される。

実際には、多くの国々の間での比較や評価を可能とするために、量的指標を中心としながらも、その解釈を補足するための当該国の文脈を考慮した質的指標を組み合わせることが必要となる。その実例として、各国の健康権をモニタリングするプロジェクトのもとで棟居が作成した「日本における健康権の遵守状況」のリストがある。

**則武立樹**（大阪大学）

「性的マイノリティの権利促進における『人権指標』の有用性」

性的マイノリティをめぐる諸問題、健康保険や刑事収容施設におけるホルン拡充療法、戸籍上の性別に基づく収容、非配偶者間人工授精の子の嫡出性などがある。

OHCHRの人権指標は、「権利ベース」であったが、「主体ベース」の人権指標が必要である。その場合は、他の指標と同じように構造指標、過程指標、成果指標

から構成されることになる。

実際に作成を試みたが、そこでは横軸として国内外の裁判で問題となっている事象を取り上げ、それぞれに指標項目を設定する。その際には、人権条約条文、一般的意見、裁判例、ジョグジャカルタ原則などが参考になる。

他方で、先行研究との差異をどうするか、これまでの指標は性別に基づくものはあるがその他の性的マイノリティを包摂していない、そもそも政府がデータを収集してきていない、などの問題があり、その克服が課題となる。

会場発言としては、児童性器切除の現状に関する質問、研究成果に立った次の行動、企業における活用方法に関する質問、正確なデータを収集能力の問題、守秘義務や個人情報に関する規制や情報提供拒否との調整に関する質問、政府報告書コンプレーションの簡単にすぎる報告要求項目とのギャップをどう考えるのかという質問、社会権規約の権利や勧告を日本の政府関係者がそもそも知らないという問題をどう考えるのかという質問などが提起され、報告者から回答がなされた。